

沖縄情報通信技術利活用推進事業費補助金交付要綱

令和2年2月25日 府政沖第21号

(通則)

第1条 沖縄情報通信技術利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、沖縄県内における情報通信技術の利活用による柔軟な働き方の実現に資する施設（以下「テレワーク施設」という。）を整備し、これらの施設を活用して県外企業の沖縄進出や新たな産業創出、県内外企業の労働環境改善等を促進することにより、沖縄の産業振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) テレワーク施設整備事業

那覇中央地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づき沖縄県那覇市が制定した都市計画に関する基本的な方針に図示される那覇中央地域をいう。）を除く沖縄県内の既存施設を改修し、沖縄県内外の人々が利用できるテレワーク施設を整備する事業であって、市町村（沖縄県内の市町村であって、一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）、法人（別記に定める法人格を有する組織をいう。以下同じ。）又は連携主体（複数の市町村又は法人によって構成される連携主体のことをいう。以下同じ。）が行うもの。

(2) テレワーク施設活用事業

沖縄県内において、前号の事業により整備された施設若しくは既設のテレワーク施設を活用する公共性の高い事業であって、市町村、法人、個人事業者（青色申告者（所得税法（昭和40年法律第33号）第143条により税務署長の承認を受けた者）のことをいう。）に限る。以下同じ。）又は連携主体が行うもの。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者（第2条に規定する補助金の交付の目的の達成に資するため次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。以下同じ。）が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、補助金の交付対象としない。

（1）テレワーク施設整備事業 市町村、法人又は連携主体の代表機関

（2）テレワーク施設活用事業 市町村、法人、個人事業者又は連携主体の代表機関

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

3 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

4 交付決定1件当たりの交付決定の額の上限は、テレワーク施設整備事業の場合には2,000万円とし、テレワーク施設活用事業の場合には600万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式1による補助金交付申請書に大臣が定める

書類を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に様式3による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか少ない額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。
- ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的に目的達成に資するものと考えられる場合
- イ 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更については、人件費への流用をしてはならない。
- 3 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 4 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式5による補助金交付決定変更通知書を補助事業者に送付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするときは、様式6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、当該実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため、必要な調査等について協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して、内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合には、必要な措置を求めることができるものとし、この場合において、補助事業者は当該求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負させ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式8による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、補助事業の完了日に属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、なお効力を有するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式9による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式10による年度終了報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）と補助事業の実施に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の合計額に補助率を乗じて得た額とのいずれか低い額を、交付すべき補助金の額として確定し、様式11による確定通知書を補助事業者に送付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合

で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式12による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式13により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式14による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書及び第2項に定める年度終了報告書に様式15による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付せざることがある。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業の完了後においても、大臣の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に

供してはならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、様式16による財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、様式17による財産処分収入金報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前項の規定により財産処分収入金報告書を受けたときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 4 取得財産等の処分に関する大臣の承認については、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年5月27日府会第393号）に定める包括承認事項のほか、補助金の交付の目的の遂行及び補助事業の運営に支障がなく、テレワーク推進に資すると認められる場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、様式16による財産処分承認申請書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があつたものとして取り扱うものとする。ただし、当該申請書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。
 - (1) テレワーク施設の利用者に提供するインターネット通信環境の改善のための設備の追加、これに伴い当該補助事業により取得した財産を交換等する場合
 - (2) 無線通信を行うための設備の追加、これに伴い当該補助事業により取得した財産を交換等する場合

(補助事業の経理等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

(情報管理及び秘密保持)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も、なお効力を有するものとする。

(運用状況等報告)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間における運用状況等について、毎会計年度開始後90日以内に様式18による運用状況等報告書を大臣に提出しなければならぬ。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならぬ。

(補助金調書)

- 第24条 補助事業者が市町村の場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式19による補助金調書を作成しておかなければならぬ。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(指導監督等)

第26条 大臣は、補助事業者による補助事業の実施に関し、必要に応じてこの要綱に基づき指導監督を行う。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施に疑義が生じたとき、補助事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく大臣に報告及び相談を行う。
- 3 大臣は補助事業者に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業の事務実施体制の大幅な変更等、補助事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに大臣に報告するものとする。
- 5 大臣は、報告の全部又は一部を公表することができるものとする。

(書類の提出)

第27条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、大臣に提出するものとする。

(雑則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

別記

第3条（1）に規定する法人格を有する組織は、次に掲げる組織とする。

- 1 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社及び持分会社
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づく特例有限公司
- 3 組合等
 - (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合
 - (3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
 - (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会
 - (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - (6) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会
 - (7) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合
 - (8) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人
- 5 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に定める一般社団法人及び一般財団法人並びにその他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）
- 6 公益法人認定法（平成18年法律第49号）に基づく公益社団法人及び公益財団法人
- 7 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療法人

別表

事業の区分	補助対象経費	内容	補助率
テレワーク施設整備事業	(1) 物品費	ア 設備備品費	10分の8
	(2) その他	ア 外注費（工事請負費等） イ 通信運搬費 ウ その他諸経費	
	(3) 一般管理費	(1) 及び(2)の合計額に一般管理費率(10分の1を上限)を乗じた額	
テレワーク施設活用事業	(1) 物品費	ア 消耗品費	10分の8
	(2) 人件費・謝金	ア 人件費 イ 謝金	
	(3) 旅費	ア 旅費 イ 委員等旅費	
	(4) その他	ア 外注費 イ 印刷製本費 ウ 会議費 エ 通信運搬費 オ その他諸経費	
	(5) 一般管理費	(1)から(4)までの合計額に一般管理費率(10分の1を上限)を乗じた額	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

（1）補助事業者として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）補助事業者として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。